

平成28年10月12日

## プレスリリース

報道各位

### 受託契約準則一部変更の認可について

平成28年9月27日開催の第234回定例理事会において決議されました受託契約準則の一部変更につきましては、主務省に認可申請しておりましたところ、平成28年10月11日付で別紙のとおり認可されましたので通知いたします。

以上

農林水産省指令 28 食産第 2877 号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目 10 番 14 号

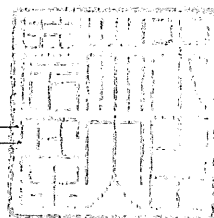
大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

平成 28 年 9 月 28 日付け 28 堂島商取発第 100 号をもって認可申請のあった受託契約準則の変更については、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 156 条第 1 項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成 28 年 10 月 11 日

農林水産大臣 山 本 有 二



## 変更理由書

米穀の標準品として新潟コシが追加されたことを受け、受託契約準則において、新潟コシに係る受渡決済に関する規定を設ける等の改正を行うもの。具体的内容及び変更理由は以下のとおり。

- (1) 東京コメ及び大阪コメに係る受渡決済規定の変更（第42条第1項）  
現行の米穀の受渡決済規定を東京コメ及び大阪コメ（以下「既存標準品」という。）のみに限定する旨の変更を行う。
- (2) 新潟コシに係る受渡決済規定の新設  
新たに新潟コシに限定した受渡決済の特例を設ける（第42条の2）。
  - ① 受渡書類又は総取引金額の差し入れ期限等（同条第2項及び第3項）  
新潟コシに係る受渡決済については、業務規程において、手続に必要な書類（荷渡指図書及び在庫証明書）や受渡日が規定されており、これらは、既存標準品と異なることとされているところ、委託者と受託会員の間の手続について定める受託契約準則においても、当該書類を規定するとともに、委託者が当該書類又は総取引金額を受託会員に差し入れる期限について規定する。なお、差し入れる期限については、受渡日の設定が同じ商品（小豆）に倣い、当月限納会日の前営業日の午後4時まで（買方委託者の受渡代金に係る消費税相当額は当月限受渡日の前営業日の午後4時まで）とし、委託者が期限までに差し入れない場合にあつては、受託会員が当月限納会日の最終立会において、委託者の計算で反対売買により決済する旨を規定する。
  - ② その他（同条第4項～第8項）  
以下の規定は、既存標準品と同様に規定する。
    - ・受渡終了時における受託会員の委託者への受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額又は受渡書類の交付義務（同条第4項）
    - ・受渡しによる決済の通知（同条第5項、第6項及び第7項）
      - \*通知事項における倉荷証券番号は不要であるため削除する。
    - ・その他受渡決済に係る必要事項の準拠（同条第8項）
- (3) 実施時期  
主務大臣の認可を受けた日から施行する。

以上

受託契約準則一部変更

大阪堂島商品取引所  
線は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>第1条～第41条 (省 略)</p> <p>(米穀(東京コメ及び大阪コメ)の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号イ及びロに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(12) (省 略)</p> <p>(13) 新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</p> <p>(14) (省 略)</p> <p>8～10 (省 略)</p> <p>(米穀(新潟コシ)の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条の2 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ハに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後4時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差入れるものとする。</p> <p>3 委託者が前項の日時までに本所が定める荷渡指図書及び在庫証明書又は総取引金額を差入れないときは、受託会員は、当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p>	<p>第1条～第41条 (省 略)</p> <p>(米穀の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第42条 委託者は、米穀の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(12) (省 略)</p> <p>(13) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</p> <p>(14) (省 略)</p> <p>8～10 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	

受託契約準則一部変更

大阪堂島商品取引所  
線は変更箇所

変	更	現	行	備 考
<p>4 <u>受託会員は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した荷渡指図書及び在庫証明書を交付しなければならぬ。</u></p> <p>5 <u>受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>取引の種類</u></p> <p>(2) <u>上場商品構成物品の銘柄</u></p> <p>(3) <u>限月</u></p> <p>(4) <u>売付け又は買付け年月日</u></p> <p>(5) <u>売買枚数</u></p> <p>(6) <u>倉庫名</u></p> <p>(7) <u>成立した取引の約定値段</u></p> <p>(8) <u>格付差金</u></p> <p>(9) <u>受渡代金</u></p> <p>(10) <u>受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額</u></p> <p>(11) <u>諸勘定</u></p> <p>(12) <u>新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</u></p> <p>(13) <u>差引受払金</u></p> <p>6 <u>法第220条第1項ただし書きの規定及び法第220条の4の規定は、前項の通知について準用する。</u></p> <p>7 <u>第18条第6項及び第7項の規定は、第5項の書面による通知について準用する。</u></p> <p>8 <u>前各項に規定する場合のほか、米穀の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。</u></p>	<p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>		

受託契約準則一部変更

大阪堂島商品取引所  
線は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>附 則 平成 28 年 9 月 27 日開催の定例理事会において決議した第 42 条の変更及び第 42 条の 2 の新設は、農林水産大臣の認可の日（平成 28 年 10 月 11 日）から施行する。</p>		